

## 量目公差

計量法では、量目公差は表示量に対して不足しているものに適用され、表示量を超えるものについては適用されません。

### 量目公差表(抜すい)

量目公差が課せられる計量販売商品	量目公差表
精米及び精麦	[1]
野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	
(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	[2]
(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	[1]
(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	[2]
(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工食品	[1]
果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	
(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	
(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	[2]
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	[1]
めん類	[2]
食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	[1]
魚(魚卵を含む。)貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍食品及び加工品	
(1) 生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品	
(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を加工させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)及びそば、みりんぼしその他の調味加工品	[2]
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	[1]
調理食品	
(1) 即席のご及び即席せんざい	[1]
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	[2]
飲料(医薬用ものを除く)	
(1) アルコールを含まないもの	
(2) アルコールを含むもの	[1]

#### 量目公差 [1]

表示量	誤差
5g(ml)以上 50g(ml)以下	4%
50g(ml)を超え 100g(ml)以下	2g(ml)
100g(ml)を超え 500g(ml)以下	2%
500g(ml)を超え 1kg(L)以下	10g(ml)
1kg(L)を超え 25kg(L)以下	1%

#### 量目公差 [2]

表示量	誤差
5g以上 50g以下	6%
50gを超え 100g以下	3g
100gを超え 500g以下	3%
500gを超え 1.5kg以下	15g
1.5kgを超え 10kg以下	1%

計量検査所は、  
このような仕事をしています。

### 1. 定期検査

取引や証明に使用されているはかりが、正しいかどうか、2年に1回の検査を実施しています。

### 2. 立入検査

商店、工場などに立ち入り、計量器を正しく使っているかどうか、製造、販売されている商品の内容などを検査し、正量取引の調査、指導を行っています。

### 3. 計量のPR(普及・啓発)

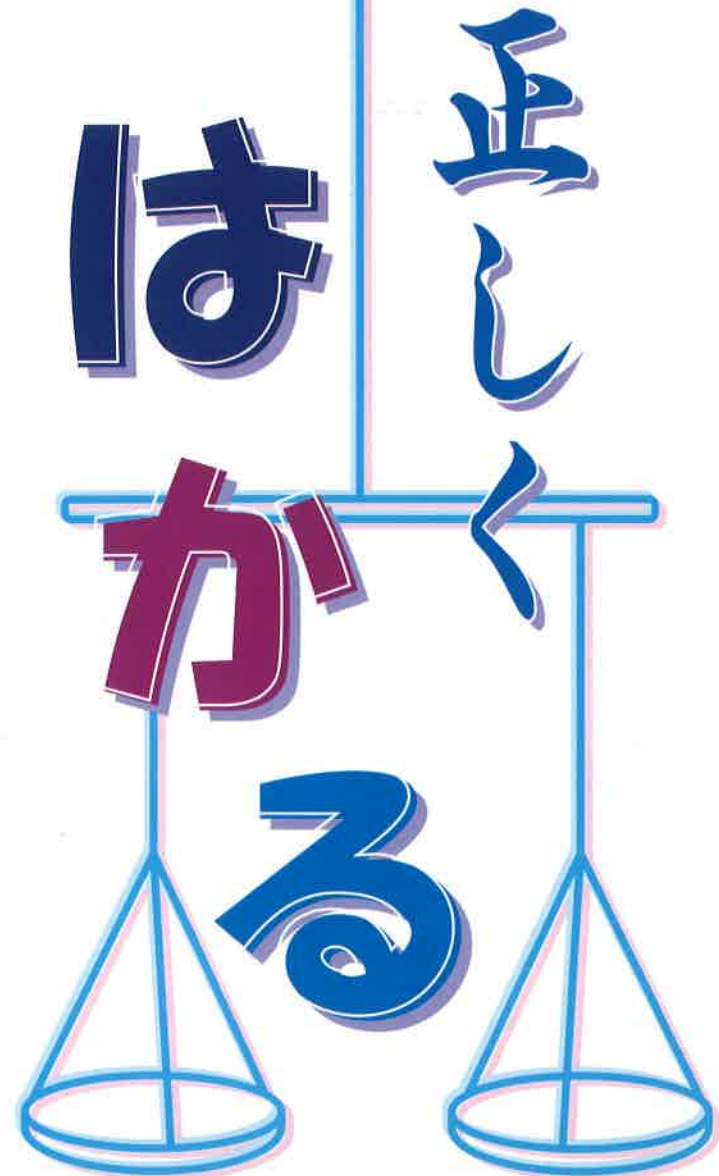
計量に対する関心を高め、合理的な暮らしの向上に役立てるための普及、啓発をはかっています。

…計量に関するお問合せは…

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

松山市計量検査所

TEL (089) 948-6381  
FAX (089) 934-3157



松山市

## 1. 検定証印などが付された「はかり」を使いましょう

取引・証明に使用する計量器には検定証印（公的機関の行う検定に合格したものに付する）又は、基準適合証印（指定製造事業者が、製造、検査して合格したものに付する）のあるものでないと使用できません。



## 2. 定期検査を受けましょう

取引・証明に使用する計量器は、2年に1回、市が行う検査を受けなければなりません。



平成17年4月に松山市が行った定期検査を受検し、合格したという意味

（百貨店やスーパーなどで、自主的に計量管理を実施している事業所では、独自のラベルが使われています。）

## 3. 代検査を受けることができます

定期検査の代わりに、はかりの使用場所へ国家資格のある者（計量士）が出張して検査を行う「代検査」を受けることができます。

代検査を受ければ、市が行う検査は免除されます。

# はかりを正しく使いましょう

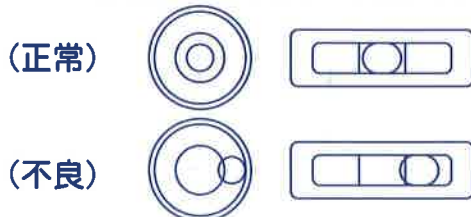
## はかりの置き場所

- 揺れないしっかりとした台
- 風があたらないところ
- 湿気が少ないところ
- 温度変化が少ないところ

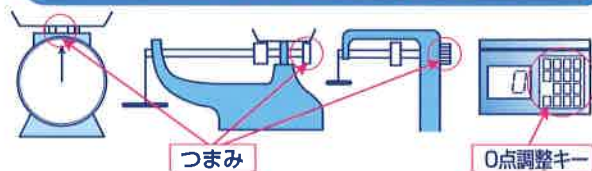


## はかりは水平に！

水平器によりはかりの水平を確かめましょう。



## ゼロ点を確認しましょう



はかりに付いている「つまみ」や「0点調整キー」によって調整する。

## 風袋引きをしましょう

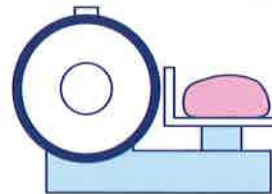
トレーやパック、容器などの風袋の重さは、内容量に含まれません。

常に風袋の重さを把握し、はかりによる風袋引きなど適切な措置を講じましょう。

なお、ワサビやタレなどの添加物も風袋とみなしますので、内容量には含まれません。



## 商品は「はかり」の中央に



量目を確認してもらうため、針（数字）の揺れが止まってから品物をおろしましょう。

## 自然減量に注意しましょう

商品の中には、時間が経つと水分の蒸発により内容量が減少してしまうものがあります。

計量してから時間が経ったものは再計量するようにしましょう。

## 家庭用計量器



一般消費者が日常生活で使用するはかりは、国の技術基準に適合させ、一定の表示マークを付することが義務付けられています。ただし、このはかりは取引・証明には使用できません。